

第4回盛岡市宿泊税検討委員会結果

日時：令和7年7月22日（火）14時

場所：盛岡市役所本庁舎別館403会議室

1 開会

2 報告事項

事務局から、令和7年4月22日に実施した「盛岡市における宿泊税の導入に係る宿泊事業者説明会」及び令和7年5月28日から6月30日まで実施した「宿泊税の導入に係るパブリックコメント」の開催・実施結果について報告し、議長（委員長）から委員に質疑を求めた。

・委員

市においてパブリックコメントはどのような位置付けであるか。また、今回反映区分A（骨子案等に盛り込むもの）が無かったのは、宿泊税の導入について問題となる意見はなかったと認識してよいか。

・事務局

パブリックコメントは、盛岡市の基本的な計画の策定等に当たり、案を公表して広く意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行う手続きであり、市が新たな取り組みなどを始めるに当たり経るべき手続きである。今回提出された意見は、新たな視点からというよりは、基本的にはこれまでの検討委員会等において議論されてきた内容であったと認識している。

・委員

パブリックコメントの実施時期は適切であったか。3月の第3回宿泊税検討委員会において、素案を提示してから2か月程経過しているが、もっと早い段階に実施して基本的な部分に反映するということがあったのではないか。

・事務局

パブリックコメントを行う時期についての定めはないが、何に対して意見をいただくのかという観点からも基本的には市の考え方をある程度まとめた段階で実施すべきものとする。2か月程経過しているのは、素案が示された第3回宿泊税検討委員会以降、庁内における合意形成手続き等に時間を要したためである。

・委員

意見が21件、個人7人となっているが、個人のみからの意見であったのか。

・事務局

そのとおり、法人や団体としての意見が寄せられる場合もあるが、今回は全て個人からの意見であり、1人で複数の意見の方もいることから7人から21件となっている。

- ・委員長

宿泊事業者説明会当日は批判的な意見は出なかったと記憶しているが、当日欠席した事業者の意見を受け付ける機会は作ったのか。

- ・事務局

当日欠席した事業者へも、資料を送付し御意見を受け付けた。

- ・委員長

説明会では、宿泊税を活用した具体的な観光施策の提案もあったと思うので、是非参考にしていただければと思う。

3 検討事項

事務局から、盛岡市宿泊税検討委員会報告書（案）について説明し、議長（委員長）から委員に質疑、意見等を求めた。

- ・委員

盛岡市宿泊税検討委員会報告書（案）には、盛岡ホテル協議会からの意見も踏まえていただき感謝する。導入に当たっての起こりうる課題や問題点についてはしっかり説明されていると思うが、この段階に来ると、実際に宿泊税の使途を決めていく過程などに懸念がある。使途である活用事業についても、検討委員会で出た意見も盛り込んでいただければありがたい。

- ・委員

宿泊税の使途である宿泊税活用事業について、既存の体制で検討するとか新たな機関を立ち上げて検討するとかそういった意見もあったところだが、本委員会では使途の決め方などについてまで検討することは想定していないか。

- ・事務局

本委員会等で、宿泊税の使途に関して新たな機関を設置して決定してはどうかといった意見もあったところ。現時点では新たな機関を立ち上げるという具体的な話までは至っていないところであり、宿泊税の使途に関しては、導入に向けた本委員会での検討を終えた後も、さらに検討を深めていく必要があると考える。

観光施策に関する予算は、これまで財政部主導で査定しながら決めていくのが従来のやり方であったが、議会でも「そのような決め方では、以前と同じような施策になってしまわないか」といった懸念の意見があった。「施策を実施する交流推進部の方で決めていくべきでは」との意見もあったところ。こういったことについては、まだ決められていない事項であり、組織も含めて今後検討が必要である。

- ・委員

検討報告書P14の「(ウ) 宿泊税を導入した場合、宿泊税をOTAの予約料金に含めて徴収するのか、別途現金で徴収するのか」といった部分があるが、具体的には検討済であるか、これから検討予定であるか。

- ・事務局

宿泊税をOTAの予約料金に含めるかについては、市において統一的な取扱いを求めるものではなく、個々にやりやすい方法で徴収していただくこととなる。

- ・委員

徴収方法については事業者の方に委ねられるということか。

- ・事務局

そのとおりである。

- ・委員

今回初めて示されている、盛岡市宿泊税条例の骨子案については説明はないか。

- ・事務局

盛岡市宿泊税条例の骨子案については、全ての具体案を示した第3回宿泊税検討委員会での議論を基に、パブリックコメントを実施するための素案として市の方で作成したものであり、パブリックコメント結果の参考資料として添付している。

- ・委員

条例の骨子案として示すのであれば、委員会への説明があった方がよいと思われる。

- ・委員長

宿泊税条例の中身まで全て宿泊税検討委員会において検討すべきかということについては議論があるかと思うが、資料に宿泊税条例の骨子案が出てきているので説明があってもよいかと思われる。対応できるのであればご説明願いたい。

- ・市民税課（庁内関係課）

（別紙1 パブリックコメントの参考資料「（仮称）盛岡市宿泊税条例 骨子案」について説明）

- ・委員

条例案についてだが、罰則規定が特別徴収義務者である事業者にのみあるが、課税対象者（宿泊者）へは罰則はないのか。宿泊者が、故意に宿泊税を支払わなかった場合や、支払いを拒んだ場合などに、事業者だけが負担を負うのは疑問が残る。

- ・市民税課（庁内関係課）

納税義務者への罰則はなく、設けることも難しいと考える。

- ・委員

宿泊税だけに限らず、入湯税など他の税についてのルールも同様であり、罰則は徴収義務者にあるのではないか。ゆえに、罰則に関しては議論するとなると、他の税の全体の話も出てくると思われる。

・委員

宿泊税検討委員会としては、観光施策実施のための財源として宿泊税の導入に向けて検討する立場であると思うので、導入が決定し宿泊事業者が特別徴収義務者となった場合は、大変ではあるが、条例に基づき粛々と特別徴収事務を行わなければならないと考える。

・委員

事業者のみが極端に不利になる制度設計だとすれば疑問がある。条例について検討委員会として意見を言うことはできないのか。先行自治体において納税義務者に対する罰則規定の先例はないか。

・市民税課（庁内関係課）

宿泊税において、そのような先例はない。

・委員

検討委員会の初期のあたりに、本委員会では宿泊税導入の可否まで含めて検討するのかという話題も出たと記憶しているが、その後、様々な議題について具体的な検討を進めてきた中で、例えば盛岡ホテル協議会や旅館ホテル生活衛生同業組合などに加入している個々の事業者に対しても、それぞれの集まりの場において導入への理解が得られるよう説明を重ねてきたところ。一部には導入に疑問を抱く事業者もいるが、その都度、検討委員会が出た議論をもとに、一つ一つの疑問や不安に対応してきた。全ての事業者が一様に賛成ということではないが、やっとのことで、導入については、決まった際は協力していこう、ただし宿泊税活用事業については業界として意見を出させて欲しい、という方向にまとまりつつある。そんな中で、罰則規定のような話を突き詰めていくと、そもそも導入に反対だという意見が再燃しかねないし、条例ということなので、基本は、決定した際はそれに沿って対応しなければならない性質の話だという思いもある。宿泊事業者の現場においては大変な面もあり、市としても実務の話をもっと丁寧に拾っていかなければならないが、事業者としても導入へ協力していかなければならないのではないかと。

・事務局

市としても、事業者や納税者である観光客に対しては、導入の趣旨がきちんと伝わるように制度周知していかなければならないと考える。外国人の宿泊者に対してはホテルのフロントでは説明しきれないといった事業者の声もある。抜かりなく取り組んでいきたいし、現場において、こういった場面で説明に苦慮する場面があるかということもお聞きしながら対応してまいりたい。

・委員

多くの宿泊者は宿泊料金を前払いしているが、宿泊税の支払いを拒否した場合は、宿泊を拒否することはできるか。

・委員長

宿泊者の宿泊税の納め方は、現金で宿泊税のみを支払うケースが多いと想定されるか。

・事務局

そういったケースが多いと思われる。

・委員長

事業者の中には委員御指摘の不安を抱く方もいるかもしれないので、実際の場面で事業者がどのように対応してよいか分かるように、実務のマニュアルやQ&Aに盛り込むことも考えられる。現場のイメージが大切であると思う。

・委員長

資料P2の「4 今後のスケジュール」についてであるが、本委員会での検討終了後は、盛岡市観光審議会への報告、市長への報告と進捗していくと思われるが、観光審議会に諮った後に、その内容を再度本委員会で検討するという事は予定しているか。

・事務局

審議会後に本委員会の会議を改めて開催することは、現在のところは予定していない。検討報告書の内容で条例提案・議決となり、総務大臣同意を経て導入が決定した際は、先ほども現場の声をしっかり拾って対応していただきたいというお話があったところであるが、実施に進めていく中では、また委員のお話を伺う機会もあろうかと思う。

・委員長

第3回検討委員会の後に、市議会全員協議会で宿泊税の話題が出ていたが、委員会として承知しておくべき内容はあるか。

・事務局

全員協議会では、修学旅行等を免税して誘致のアピールをすべきではないかという意見もあった。本委員会でも議論された部分ではあるが、税負担の公平性等の観点から修学旅行も含めて一律に課税を行うが、宿泊税活用事業の中で修学旅行に対するサービスの提供という方法で修学旅行誘致を行っていききたいという考え方を示したところである。

4 閉 会

(15:30終了)

以上